平成２９年（フ）第２１８号
大阪府羽曳野市島泉８丁目14番14―101号
債務者　錦　　由佳
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
川崎市高津区北見方２丁目13番10号　メゾン竹内第１　202
債務者　川向　圭子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７号
兵庫県加東市上滝野2102番地　ＪＡハイツ南平池107号
債務者　巽　　敏行
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第４１号
奈良県生駒郡安堵町大字窪田172番地の１
債務者　森中　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８４９号
広島市中区西白島町27番１―712号
債務者　吉田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９６号
福岡市城南区西片江２丁目20番14―104号
債務者　古賀安由美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０４号
福岡市早良区原３丁目18番15号
債務者　野田　広美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２１号
福岡市西区小戸５丁目４番19号
債務者　細川　郁雄
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２２号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目10番14号　日伸コーポＢ101号
債務者　北川　昭代
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２４号
福岡市中央区地行２丁目２番22号
債務者　川崎美津子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３１号
福岡市中央区大名１丁目４番24―301号
債務者　宮下　頼子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１１号
大阪市此花区伝法１―３―61―510号、住民票上の住所大阪市住吉区苅田３丁目14番14号コーポ３丁目Ｋ　401号
債務者　浜岡　憲生
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９８号
大阪市西区千代崎１丁目４番17―705号
債務者　ＰＥＰＰＥＲこと　葛井　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１８号
大阪市中央区安土町１丁目２番４―201号、前住所大阪府豊中市千里園３丁目３番23号
債務者　石井　三喜
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８９号
大阪市東住吉区杭全１丁目９番13号　ＥＳＴ．Ｈ　202号
債務者　新井　智明（旧姓朴）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２６号
大阪府東大阪市吉田１丁目９番８号　コスモナカムラビル　306号、前住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目11番28号
債務者　新井　亨子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部